

平成28年度 事業計画

[I] 策定基調

我が国の経済は、政府が大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」を一体として実行してきたことにより、デフレ脱却と経済再生に向けて大きな前進がみられる。

先行きの景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」などの効果により、緩やかな回復に向かうことが期待される。さらに、政府は2020年に向けて、強い経済、子育て支援、社会保障の3分野に重点を置いた「新3本の矢」を打ち出し、少子高齢化の問題に取り組む姿勢を明確にした。

こうした状況の中、我が国の国民生活、産業活動のライフラインとして重要な役割を果たすトラック運送業界は、時代の要請に応えたトラック産業の構築、安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現、魅力ある事業の確立・社会的地位向上のための施策の推進に向け、諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成、さらには今後のトラック事業の発展を期して、諸活動を積極的に展開していくこととする。

このため、平成28年度においては、健全な事業基盤の整備を目指して、全日本トラック協会と一層緊密な連携のもとに、以下の13項目を重点施策と位置づけ、[II]の事業計画に基づく諸施策を積極的に推進していく。

なお、事業の遂行にあたっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努めるものとする。

【最重点施策】

- (1) 取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた諸対策の推進
- (2) 高速道路通行料金の引き下げ及び割引制度の充実
- (3) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進
- (4) 交通及び労災事故の防止の推進
- (5) 原価管理に基づく適正運賃収受の推進
- (6) 準中型免許の導入に伴う高校新卒者等の人材確保
- (7) 消費税の増税に係る円滑な転嫁の促進

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 適正取引推進のための諸対策の実施

- (3) 燃料費対策の推進及び燃料サーチャージの導入
- (4) 環境・省エネ対策の推進
- (5) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (6) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

[Ⅱ]事業計画

[最重点施策]

(1) 取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた諸対策の推進

①「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の適確な運営と実現可能な対応策の検討

- ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」について、国土交通省及び厚生労働省等と連携を図り、中央及び全都道府県の協議会の適確な運営がされるよう都道府県トラック協会間の意見交換を行うなど対応を図る。また、取引環境と労働時間の改善に向けた実現可能な対応策を検討する。

②パイロット事業への対応

- ・トラック運送事業者と荷主が共同して長時間労働等の改善に取り組むパイロット事業について、国土交通省及び厚生労働省等と連携をとり、実施する。

③労働環境の改善

- ・物流業界の実情に沿って労働関係法令及び運用の検討を行い、行政機関等と必要な調整を行う。

(2) 高速道路通行料金の引き下げ及び割引制度の充実

①高速道路通行料金の引き下げ及び割引制度の充実

- ・高速道路の利用は、事故の削減、環境保全、輸送時間の短縮、定時制の確保、ドライバーの労務負担の軽減等大きな効果があるため、深夜割引料金の設定について検討するとともに、大口・多頻度割引率の継続及び料金体系の全体的な低廉化を図る施策を展開する。

②ETC2.0の普及促進

- ・ETC2.0の有効性を検証するとともに、活用方法等について関係機関と調整を進め助成する。

(3) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進

- ・国土交通省と適正化実施機関との連携を強化し、新規事業者の参入基準の厳格化等行き過ぎた規制緩和の見直しを行う。

- ・新規参入事業者に対する巡回指導の前倒し、悪質性の高い違反項目に係る速報制度及び乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回を行う。
- ・利用運送についても引き続き規制のあり方について、関係行政機関と検討を行う。

(4) 原価管理に基づく適正運賃収受の推進

①原価管理の徹底等による経営基盤強化対策の推進

- ・経営基盤強化に繋がるセミナー等を開催するとともに、業界の指標となる経営分析報告書の作成と個別企業に対する経営診断助成を行う。
- ・物流施設の整備、ポスト新長期規制車両・低公害車、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進するとともに、当該融資に係る利子補給を行う。
- ・県信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う

②中小トラック運送事業者を対象としたIT化の推進

- ・中小トラック運送事業者を対象とした情報化支援諸施策を行う。また、活用の現状を取りまとめた事例集や動画を充実させ、IT活用の推進を図り、事業経営を支援する。
- ・輸送効率化向上とIT化を促進するため、求荷求車情報ネットワーク事業を支援する。

(5) 交通及び労災事故の防止の推進

○交通事故防止対策

①事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析

- ・事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数一万台当たり「2.0」以下とし、各都道府県（車種別）の共通目標とし、事故防止の推進を図る。
- ・車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故防止対策を立てる。

②交差点及び高速道路における事故、追突事故並びに大型・特殊車両の事故防止対策の推進

- ・事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の強化に対応し、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者教育等について、実施体制、方策を検討し、交通事故防止の実効性向上を図る。

- ・セミナー等を通じて、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、国土交通省が作成した「トラック追突事故防止マニュアル」の活用、ドライブレコーダーの映像を活用した「WEB版ヒヤリハット」の充実を図る。
- ・「トレーラの大型化による輸送効率化促進ハンドブック」を活用した研修会の開催等を通じ、大型・特殊車両の運行の適正化、交通事故防止の徹底を図る。
- ・過労運転、過積載運行、最高速度違反行為等の悪質違反の撲滅に努める。
- ・過積載防止月間にポスターを作成し啓発活動を行う。
- ・飲酒運転撲滅を強力に推進するため、飲酒運転に対する意識改革や点呼時におけるアルコール検知器の使用徹底を推進するための助成を行う。

③ドライブレコーダー等安全対策機器の普及促進

- ・ドライブレコーダーをはじめとした後方視野確認支援装置、アルコールインターロックなど安全対策機器の導入を助成し、積極的な普及促進を図る。

④運行管理者に対する情報提供等支援体制の整備

- ・「トラック運送事業における運行管理のあり方」報告書を踏まえつつ、運行管理者に対する情報提供等支援体制の整備を図る。

⑤国際海陸一貫輸送コンテナの自動車運送の安全確保

- ・SOLAS 条約改正に伴う国内制度化にあたり、その基本方針を準用した重量の確定方法をガイドラインに定めるなど安全性が担保されるよう関係行政機関と対応を図るとともに、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の取り組みを推進する。
- ・「国際海陸一貫輸送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」の成立に向けた活動を行う。
- ・45ftコンテナの陸上輸送における安全性の確保や法的環境整備等、海上コンテナ輸送の安全対策を図る。

⑥「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- ・運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、最低車両台数の範囲拡大を検討するとともに、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

⑦駐車問題見直しへの対応

- ・都市部を中心とした、物流と駐車規制の整合性を図るよう対応策を協議する。

⑧全国トラックドライバー・コンテストの実施

- ・安全意識並びに運転技能の向上を図るためドライバー・コンテストを実施し、優秀運転者を「全国トラックドライバー・コンテスト」に参加させる。

⑨交通安全教育訓練の受講促進

- ・運行管理者及びドライバー等(事故惹起者を含む)の安全教育を促進するために、中小トラック事業者を主な対象とした指定研修施設における安全教育訓練実施への助成制度の一層の充実を図る。
- ・運行管理者及びドライバー等を対象にした適性診断(機器購入を含む)、管理者講習、安全運転記録証明及び整備管理者講習等の助成制度の充実を図る。
- ・春・秋の「全国交通安全運動」をはじめとした各種交通安全キャンペーンに積極的に参加するほか、年末年始の輸送繁忙期に「正しい運転・明るい輸送運動」を展開し、業界全体の交通安全意識の高揚と輸送の安全確保に努める。

○労働対策

⑩健康状態に起因する事故防止対策

- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を活用した事故防止対策を推進するとともに、国土交通省の「事業用自動車健康起因事故対策協議会」で審議する脳・心臓など主要疾病に対する検査方法等の普及方策について検討するとともに、定期健康診断の助成を行い受診率向上に取り組む。
- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査に対する助成を行うとともに、スクリーニング検査後の治療状況などの把握に努める。

⑪労働災害防止、荷主対策の推進

- ・安全衛生管理の徹底と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。
また、荷主に対して労災事故防止に関する協力を求める。

⑫高速道路のSA・PA、「道の駅」等の駐車場の確保及び環境保全対策

- ・ドライバーが計画通り運行し、安心して休息を確保して労働関係法令を遵守できるよう、トラックステーションを始め高速道路のSA・PA、道の駅等における駐車スペースの確保及び整備について、検討する。

(6) 準中型免許の導入に伴う高校新卒者等の人材確保

①高校新卒者の採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の策定及び実施

- ・高等学校に対し、業界の理解促進及び免許制度の変更内容等の情報を提供するとともに、インターンシップ募集サイト等をホームページに整備するなど、運転者不足解消に向けた諸施策を実施する。

②若年者、女性、高齢者の採用等少子高齢化に対応した労働力確保及び活用・育

成対策の推進

- ・男女間の免許人口、待遇の格差を把握し、女性進出の方策について関係行政機関と協調する。
- ・若年・女性の採用活動等についてはマニュアルを作成するとともに、高齢者の継続雇用については、人材確保セミナー等を開催し支援する。
- ・新入社員及び若年労働者を確保するため講習会等を開催し営業用トラック運転者としての心構え等の教育を実施する。
- ・大型・中型等免許保有者が減少している現状を鑑み、大型・中型等免許保有者の確保対策を推進するため免許取得助成を行い、若年労働者の採用等、少子高齢化による労働力の確保に向けた諸対策の推進を行う。

③労働環境の改善及び整備方策の検討

- ・荷役機械の導入等による省力化の推進など職場環境の改善について検討する。

④事業後継者の育成

- ・物流経営士の認定事業を実施し活用を図る。また、物流経営士の質的向上及び物流経営士間の連携を図るための研修会等を実施する。
- ・青年部会における研修の実施、他業界等の青年組織との意見交換を実施し質的向上を図るとともに、社会貢献事業等についても取組む。また、都道府県トラック協会の青年組織に属する経営者等の先進的な創意工夫による収益向上などの取組に対する支援を行う。
- ・優秀な管理者を育成するため(独)中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学の講座受講を促進し助成を行う。
- ・次代を担う事業後継者並びに青年経営者の育成を支援するため各種研修事業を推進するとともに、青年部の活動強化を促進し助成を行う。
- ・協会及び全ト協の総会、事業者大会等における交通安全決議等により、交通安全に対するトラック運送事業者の意識の定着を図る。

(7) 消費税の増税に係る円滑な転嫁の促進

①消費税の増税に係る円滑な転嫁の促進

- ・消費税が平成29年4月から10%に増税されることを踏まえ、消費税の転嫁・表示に係るカルテルを効果的に活用し、増税分の適正かつ円滑な転嫁を促進する。

[重点施策]

(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

①自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- ・自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望・陳情活動を展開する。さらに、各種メディアを活用し、トラック運送業界の意見公表と周知を行う。

②軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減

- ・軽油引取税は、一般財源化により、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、「税負担の公平」の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率相当分の廃止に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を展開する。

(2) 適正取引推進のための諸対策の実施

①運賃・料金の現状把握、再生産可能な運賃料金の検討

- ・トラック運送事業者の運賃・料金水準の現状について把握するとともに、それを基に、再生産可能な運賃・料金について検討する。また、荷主業界・トラック業界に対して運賃を指数化した情報を提供する。

②契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及・定着

- ・基本契約の締結や書面化の必要性、下請・元請適正取引推進ガイドラインを会員事業者及び荷主等経済界に周知するなど、普及・定着を目指した対応を図る。

③引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上

- ・引越事業者優良認定制度を引き続き実施するとともに、広報媒体等を活用し消費者に対しても積極的に周知を進める。また、引続き引越講習（引越基本講習・引越管理者講習）を開催して、必要不可欠な法令等の周知徹底を図る。
- ・一般消費者からの輸送相談に対応するため、関係行政機関及び関係団体との連携により相談対応の整備を図る。また、ホームページの消費者向けのページを充実させ、引越トラブル事例、標準引越運送約款の解説などを掲載する。
- ・「引越繁忙期実施事項」を会員に対して周知徹底を図る。

④標準引越運送約款改正要望の推進(適用範囲、キャンセル料金の見直し)

- ・平成13年の改正後、引越業界を取り巻く環境変化により、引越事業者、消費者共に不都合を来している部分について、国交省主催の「標準引越約款改正検討会」を通じて約款改正に取り組む。

(3) 軽油高騰対策の推進並びにサーチャージの導入・価格転嫁の促進

①燃料サーチャージ導入の積極的な促進

- ・国土交通省と連携を図り、燃料サーチャージガイドライン及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインを周知し、導入を促進する。

②自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

- ・自家用燃料供給施設に対する助成を全ト協で実施するとともに、助成を受けた給油施設を大災害時等の際の緊急輸送時における燃料供給に活用する。

③石油製品価格動向調査及び燃料価格等の分析の実施

- ・石油製品価格の動向を調査するとともに、石油製品及び石油製品間の需給動向や価格の変動要因について分析を行い、対応策を検討する。

④フェリー等利用に対する補助・助成制度に係る要望

- ・北海道～本州間のフェリー等利用について、高速道路料金割引に相当する補助・助成制度の新設を要望する。

(4) 環境・省エネ対策の推進

①新・環境基本行動計画の推進

- ・「新環境基本行動計画」を踏まえ、先進環境対応車の導入の促進、車両の大型化等輸送の効率化、環境啓発活動を推進する。

②エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援装置の普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入のための補助事業を実施する。
- ・アイドリングストップを支援するため、蓄熱マット、エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等の導入に対する助成を行う。
- ・CO₂削減、燃料高騰対策の一環として、ドライバーに対し、駐停車時のアイドリングストップの徹底を図る。

③NGV等低公害車の普及促進

- ・環境対応車であるNGV及びハイブリッド車の導入を促進するため、導入のための補助事業を実施する。
- ・NO_x・PM等排出ガスを削減するため、ポスト新長期規制適合車の購入助成及び代替に対して、近代化基金融資による融資と利子補給を行う。

④グリーン経営の普及促進

- ・交通エコロジー・モビリティ財団が作成したグリーン経営推進マニュアルを活用して環境改善に向けた取り組みを推進するとともに、「グリーン経営認証制度」の普及促進を図るため、新規取得・更新事業者に対し経費の一部助成を行う。

(5) 適正化事業の推進による法令遵守の徹底

① 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導の推進

- ・巡回指導については、行政と連携し、新規事業者、悪質事業者、小規模事業者及び巡回指導結果等を踏まえ、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とする。また、巡回指導等を通じて、事業者や運行管理者等に対し、法令遵守の徹底について指導する。なお、社会保険等の未加入事業者に対しては、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入の徹底を適確に指導する。
- ・適正化指導員の更なる専任化を推進するとともに、年間又は月間の巡回指導実施目標件数を定めるなどの指導の強化を図る。
- ・評価が公平に行われるよう評価手法の全国均一化を推進する。

② 安全性評価事業(Gマーク制度)の積極的な推進及び普及促進策の実施

- ・長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関として「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」について、引き続き関係行政機関や全国貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し円滑な推進を図る。
- ・Gマーク制度の認知度アップを図るため、Gマークラッピングトラックの走行及びWEBを利用した一般消費者等向けの認知度アンケートの実施を検討するなど広報啓発活動を展開する。また、荷主に対し、Gマークの安全優位性について啓発を行うなど、Gマーク事業者の利用促進を図る。
- ・Gマーク事業所に関する苦情等については、内容の詳細分析及び処理を図る。
- ・Gマーク取得事業者の保険料の引き下げなどインセンティブの拡充に努める。

③ 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに更なる資質の向上

- ・全国研修では、指導実務に即したより実践的な調査技術や専門的知識の修得、指導能力の向上に資する研修に参加する。特に、特別研修及びスキルアップ研修で設定する研修にも参加する。
- ・模擬巡回指導による評価手法などの検討や全国研修を補完する小規模グループ研修の推進、指導員相互の連携強化を図る。また、運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修を推進し、情報の共有を図るとともに、地域の諸課題について討議を行う。

④ 特殊車両通行許可制度の遵守の徹底及び制度簡素化の促進

- ・大型車両の適正方針に係わる改正内容を踏まえた講習会及び「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者ガイドブック」を用いた重量物輸送に伴う事故防止

研修会等を開催する。TV会議システムを利用した講習会の開催についても検討する。また、中央、地方で開催される特殊車両通行適正化連絡会等へ参加するとともに、国交省や警察庁との意見交換会を開催し制度簡素化について要望を行う。

(6) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

①大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立及び復興関連申請書手続きの弾力的運用

- ・「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」に基づき、必要な体制整備を推進するとともに、緊急物資輸送体制の確立を図る。
- ・他の指定公共機関との連携強化を図るとともに、国等の関係機関の訓練に積極的に対応する。全日本トラック協会と各都道府県トラック協会間の緊急通信体制(テレビ会議システム等)の整備及び情報伝達の訓練を行う。
- ・トラック運送事業者及び協同組合の自家用スタンドを活用した給油ネットワークの整備を推進する。緊急輸送車両の燃料供給を確保するため、トラック運送事業者及び協同組合の自家用スタンドを活用した給油ネットワークの整備を推進する。
- ・災害発生時や復興時においてトラック輸送に必要となる諸手続きの簡素化、ダンプカーやセメント輸送車両の緊急時の輸送体制のあり方について、検討する。

(7) その他

①機関紙「ながさきトラック広報」及びホームページによる会員事業者向け情報提供と各種広報媒体を活用した対策の推進

- ・トラック運送業界及び関係行政機関の活動や、トラック運送事業経営に役立つ情報を提供するため、機関紙「ながさきトラック広報」を毎月発行し、会員事業者をはじめ、関係行政機関等に配布する。
- ・情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努めるとともに、各種情報のデータベース化により、多様化する情報ニーズに幅広く対応するとともに県民に対する情報の提供にも努める。
- ・10月9日「トラックの日」を中心に、県民にトラック運送事業の果たす重要な役割や現状、課題等について理解と関心を深めてもらうため、広報活動を展開すると同時に広く県民に広報する。

- ・荷主に対しトラック運送事業者の現状を訴えるとともに、適正取引の推進、安全性評価事業(Gマーク制度)、引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。

②全ト協及び都道府県トラック協会の情報共有化について推進及び連携体制の整備

- ・全ト協と都道府県トラック協会の情報共有化について検討する。

③共同施設(研修会館)整備事業

- ・各研修事業等において、会館の積極的な活用を図ると共に、会館の補修等適切な維持管理を行う

④庶務関係事項

- ・表彰・顕彰等については、業界の永年勤続者等の表彰、優良運転者等の表彰、正しい運転・明るい輸送運動による表彰等を実施する。
- ・開催する会議は、通常総会(年1回)、理事会(年4回)とし、必要により随時正副会長会議及び各委員会・部会とする。